

司法試験の方式・内容等の在り方について

平成30年8月3日 司法試験委員会決定

第1 試験日程

試験日程については、中日1日を挟んだ4日間とし、短答式試験を最終日とする。論文式試験の各科目の順序等に関しては、司法試験委員会において今後も検討していくこととする。

第2 短答式試験の在り方

1 問題数

憲法及び刑法については、いずれも問題数を20問程度とし、民法については、問題数を36問程度とする。

2 配点等

憲法及び刑法については、いずれも50点満点とし、民法については、75点満点とする。

3 試験時間

憲法及び刑法については、いずれも50分とし、民法については、75分とする。

4 出題の在り方

短答式試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、法科大学院における教育内容を十分に踏まえた上、基本的事項に関する内容を中心とし、過度に複雑な形式による出題は行わない。

第3 論文式試験の在り方

1 問題数

公法系科目、刑事系科目及び選択科目については、いずれも問題数を2問とし、民事系科目については、問題数を3問とする。

2 配点等

公法系科目及び刑事系科目については、いずれも問題1問につき100点配点の計200点満点とする。

民事系科目については、問題1問につき100点配点の計300点満点とする。

選択科目については、いずれの科目についても、2問で計100点満点とする。

3 試験時間

公法系科目及び刑事系科目については、いずれも問題1問につき2時間の計4時間とする。

民事系科目については、問題1問につき2時間の計6時間とする。

選択科目については、いずれの科目についても、2問で計3時間とする。

4 出題の在り方

論文式試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とするものであるが、その出題に当たっては、比較的長文の具体的な事例を出題し、法的な分析、構成及び論述の能力を試すという基本的な方向性を維持することを前提としつつ、過度に事務処理能力を求めるのではなく、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう、より一層工夫する。

第4 成績評価の在り方

1 短答式試験による一次評価

短答式試験の得点は各科目の合計点とし、これをもって同試験の合格に必要な成績を得た者の判定を行う。

短答式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。

最低ラインは、各科目の満点の40%点とする。

2 論文式試験による評価

論文式試験の得点は各科目の合計点とする。

論文式試験において最低ラインに達していない科目が1科目でもある者については、それだけで不合格とする。

最低ラインは、各科目の満点の25%点とする。

3 最低ラインの在り方

最低ラインについては、法曹となろうとする者に必要な最低限度の能力等を各科目について有しているかどうかを判定すると同時に、特定の科目に偏った学修に警鐘を鳴らすという効果も期待する観点から設けることとされたことを確認する。

4 短答式試験と論文式試験の総合評価

短答式試験の得点と論文式試験の得点を合算した総合点をもって総合評価を行う。

合算の際の配点については、短答式試験と論文式試験の比重を1：8とし、総合点は以下の算式により計算する。

$$\text{算式} = \text{短答式試験の得点} + \left(\text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800} \right)$$

第5 出題の在り方等についての検証体制

1 検証体制の位置付け

司法試験審査委員は、出題等に関する工夫の趣旨や効果等を検証するとともに、各科目・分野を横断して認識を共有し、その後の出題等にいかすため、年ごとに、各科目・分野の審査委員の中から検証担当審査委員を選任し、司法試験実施後において、共同して試験についての検証を行う。

2 検証体制の構成

検証担当審査委員については、研究者と実務家の審査委員の双方を含めるとともに、実務家については、法曹三者を全て含める。

3 検証の対象

検証担当審査委員による検証については、その年の短答式試験及び論文式試験の出題のみならず、成績評価や出題の趣旨・採点実感等も対象とする。

4 検証結果の取扱い

検証担当審査委員による検証の結果については、適切な方法で司法試験委員会に報告するとともに、その後の出題等にいかす。

第6 成績通知について

受験者の学修の一助とするとの観点から、短答式試験及び論文式試験の科目別得点及び総合点を通知するとともに、論文式試験の公法系、民事系及び刑事系科目につき、各問別の順位ランクも通知する。

附則

第1 この決定は、平成30年11月1日から施行する。

第2 次に掲げる決定は、廃止する。

- 1 「司法試験における問題数及び点数について」（平成17年11月8日司法試験委員会決定、平成22年7月14日改正、平成23年11月9日改正、平成26年11月5

日改正)

- 2 「司法試験法の改正を踏まえた短答式試験の在り方等について」(平成26年7月29日司法試験委員会決定)
- 3 「平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について」(平成27年6月10日司法試験委員会決定)